

## パートナーと子ども

パートナー関係

親の権利と義務

子育て

子供のケア

家族の呼び寄せ

家庭の問題

## パートナー関係

スイスでは多様なかたちで人々がともに暮らしています。結婚したい場合は18歳まで待たなければなりません。夫婦は同等の権利を持ちます。

### 共に暮らす

スイスはこの数十年で大きく変わりました。結婚をせずに一緒に暮らす（内縁関係 [Konkubinat]=Konkubinat）カップルも多く、子どもがいる場合もあります。パートナー間の決まった役割分担はありません。つまり、女性も男性も夫婦の間で決まった役割を引き受けなくてもよいのです。

男性同士、女性同士の同性カップルも一緒に住むことができます。このようなカップルも他のカップルと同じ権利を持ち、結婚することができます。

### 結婚

スイスでは、結婚できるのは18歳になってからです。男性同士、女性同士の同性カップルも結婚できます。婚姻を希望する人はBasel-Stadt戸籍役場 [Zivilstandsamt] (Zivilstandsamt) に届け出ます。その後、戸籍役場が「婚姻準備の手続き」を始めます。

この手続きを通じて婚姻の準備が行われるのです。戸籍役場は両者が結婚してもよいかどうかを審査したりします。この手続きが終了すると、その後3ヶ月以内に結婚しなければなりません。手続きの進行のしかたや必要書類については戸籍役場から説明があります。

どちらか1人がまだスイス国外に居住している場合もあるかもしれません。その場合は、スイスへの入国を申請できます（婚姻準備）。そうすれば、ここスイスで結婚できます。

戸籍役場が偽装結婚 [Scheinehe] (Scheinehe) の疑いを抱くこともあります。偽装結婚とは、2人のうちどちらかがスイスに住めるようにしたいがために結婚することです。戸籍役場はそんな婚姻を拒否できます。すでに結婚している場合も無効にできます。その場合は、婚姻が解消されたり、偽装結婚という理由で滞在許可がはく奪されたりします。

### 権利と義務

夫婦は同等の権利と義務を持つと、法律で定められています。2人は夫婦として平等な関係にあるのです。結婚は双方の自由意志にもとづくものでなければなりません。強制的な結婚 [Zwangsheirat] (Zwangsheirat) ではどちらかが結婚を強制されます。当局がそれに気づいた場合、当局はこの結婚を無効にできます。結婚を強制した側は罰せられます。

結婚を強要されていると感じていますか？相談窓口 [zwangsheirat.ch](http://zwangsheirat.ch) がサポートをしています。通話は無料、電話番号は0800 800 007です。

### 家族計画

家族計画、妊娠、性に関して何か質問がありますか [Basel-Stadt]? Basel-Stadt州には複数の相談窓口があり、避妊、性の問題、性の健康、性病、もしくは望まない妊娠といったさまざまなテーマに関する情報を提供しています。妊娠中やすでに子どもがいる場合も相談できま

す。

## 離婚

既婚ですが、離婚を考えていますか？ その場合は、**Basel-Stadt**行政裁判所[Zivilgericht] (Zivilgericht) に離婚を申請することができます。離婚は片方の配偶者のみでも、パートナーと一緒に申請できます。

外国で結婚しましたか？ その場合もスイスの法律にのっとって離婚できますが、そのためには最低1年前からスイスに居住していなければなりません。また、スイスが主な居住地でなければなりません。離婚すると、それによって在留資格が変わる可能性もあります。もしかしたら、離婚後スイスに住めなくなるかもしれません。今、ちょうど帰化手続き中ですか？ その場合、離婚するとスイス国籍を取得できなくなるかもしれません。

皆さんは離婚後もスイスに住み続けられるのでしょうか？ 最適な相談先は結婚・家族相談窓口または法律相談所です。ドメスティック・バイオレンスの被害者には特別規程が適用されます。

## 詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

[www.hallo-baselstadt.ch/ja/partnership-and-children/partnership](http://www.hallo-baselstadt.ch/ja/partnership-and-children/partnership)

## 親の権利と義務

子どもが生まれたら、すぐ戸籍役場に出生届けを提出してください。結婚している場合、養育権は自動的に規定されます。未婚の場合は、各自で取り決めなければなりません。

### 出生届

出生はすべて戸籍役場[Zivilstandsamt] (Zivilstandsamt) に届け出なければなりません。届け出るのは子が生まれた場所の戸籍役場ですのでご注意ください。つまり、自分が住んでいる町の戸籍役場ではないということです。

病院で出産した場合:

病院が戸籍役場に出生届を提出しますので、皆さんは何もする必要はありません。

病院以外で出産した場合:

もしかしたら自宅や別の場所でお産するかもしれません。そんな時は自分で戸籍役場に出生届を提出しなければなりません。期限は出産後3日以内です。提出する必要がある書類については戸籍役場にお問い合わせください。

知っておいて便利なこと:

スイスで生まれたからといって自動的にスイス人になることはありません。子どもにスイス国籍が自動的に付与されることはありません。

### 父親の認知

既婚で出産した場合:

夫が自動的に父親として登録されます。もしかしたら、夫は自分が本当に父親かどうか疑っているかもしれません。そのような場合、夫は裁判所に行き、父子関係について異議申し立てをすることができます。

未婚で出産した場合:

父親は自動的に父親として登録されません。父親は出産の前後に戸籍役場へ行き、子を認知することができます。父親が子を認知したくないこともあるかもしれません。そんな場合、母親は裁判所へ行き、子の認知を要求できます。

## 養育権

親は子がきちんと育つように面倒を見なくてはなりません。これは親としての権利と義務（養育権[elterliche Sorge]=elterliche Sorge）です。例えば、子を育て、生活費を負担しなければなりません。また、子が18歳になるまでは法的に子の代理を務めます。

結婚している場合:

両親ともに子に対する同じ権利と同じ義務を有します。

結婚していない場合:

父親がまず子を認知する必要があります。その後、両親は子を一緒に養育したい

[gemeinsame elterliche Sorge]（gemeinsame elterliche Sorge）ということを任意で書面にて提出することができます。これは、父親が戸籍役場で子を認知するとき、またはのちに児童保護局[Kindesschutzbehörde, KESB]（Kindesschutzbehörde, KESB）で行えます。

養育権について意見が一致しない場合は、児童保護局が決定します。

質問がある場合や援助が必要な場合は、家族相談窓口へお問い合わせください。

## 養育費

両親は別れても引き続き子を養わなければなりません。つまり、誰が子の面倒を見て、誰がいくら支払うか（養育費[Unterhalt]=Unterhalt）を話し合っておかなければならないのです。

養育費は両者が支払います。一方がもう一方より多く、あるいは少なく支払うこともあるでしょう。あるいは片方がまったく支払わなくてもよい場合もあります。これは収入がどれくらいあるのか、また子どもの世話をどのくらいしているのかによって変わります。2人の間で意見が一致しない場合は、裁判で決めることができます。

一方が負担額を支払わない場合:

相手が子にかかる費用の負担額を支払わない場合は、居住する自治体に援助を求められます。自治体はお金が支払われるように援助します。本来受け取るはずの養育費を自治体が立て替えることもあります。これをAlimentenbevorschussungといいます。

## 詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

[www.hallo-baselstadt.ch/ja/partnership-and-children/parents-rights-and-duties](http://www.hallo-baselstadt.ch/ja/partnership-and-children/parents-rights-and-duties)

## 子育て

子育ては簡単ではありません。子どもにとって何がよいのか、自問することもあるでしょう。ほかの親と話し合うと大きな助けになるかもしれません。また、種々の相談所に行くのもよいでしょう。

### 交流の場

母親や父親向けのサービスはいろいろあります。そこでほかの親と情報交換したり、子どもと一緒に何かをしたりできます。

- 幼児グループ[Krabbelgruppen] (Krabbelgruppen) は2歳以下の乳幼児向けです。ほかの親と交流できます。
- 親子体操[MuKi-/VaKi-/ElKi-Turnen] (MuKi-/VaKi-/ElKi-Turnen) は幼児を持つ親向けです。一緒にゲームをしたり体操をしたりして楽しめます。ほとんどの自治体で開催されています。
- 通いの場(Quartiertreffpunkte)では親子向けのさまざまなイベントを開催しています。
- 図書館やルドテーク[Ludothek] (Ludothek)では幼児から青少年、父母向けの書籍や遊具を貸し出しています。

### 子育て講習会

Basel-Stadtにはさまざまなテーマを扱う父母向けのコースがあります。スイスの学校システムについての説明会など、移民向けの特別コースや他言語で行われる講習会もあります。

### 教育相談

育児でわからないことがあるときは、各種の相談所がサポートしてくれます。例えば乳児や5歳以下の幼児を持つ場合は、父母相談所[Elternberatung] (Elternberatung)へ行くとよいでしょう。

急を要する場合は子育て緊急ダイヤルを利用できます。電話[0848 35 45 55]E: 0848 35 45 55]E。Eメールも利用できます。アドレスは[www.elternnotruf.ch](http://www.elternnotruf.ch)をご覧ください。

### 詳細 (リンク、連絡先、冊子、リーフレット)

[www.hallo-baselstadt.ch/ja/partnership-and-children/being-a-parent](http://www.hallo-baselstadt.ch/ja/partnership-and-children/being-a-parent)

## 子供のケア

子どもが生まれたあとも仕事を続ける父親や母親はたくさんいます。そのためBasel-Stadt、Basel-Stadt州には特別な託児施設がいろいろあります。ほとんどの施設は有料です。

### 保育所[KITA] (KITA)

保育所は全日制で、略してKitaと呼ばれています。ほとんどのKitaは生後3ヶ月から就学前までの子どもを受け入れています。小学生を学校の前後やお昼休みの間に受け入れているところもあります。

どの施設の待ちリストも長いので、かなり早い時期に申し込みをしなければなりません。費用はKitaによってさまざまです。自治体が費用の一部を負担してくれるKitaも少なくありません。費用や申し込み方法については[Kita、Kita]またはお住まいの自治体にお問い合わせください。

### シュピールグループ

小学校入学前にシュピールグループ[Spielgruppe] (Spielgruppe)に参加する子どもはたくさんいます。3歳ぐらいから、子どもは親の同伴なしにシュピールグループでほかの子ともと遊びます。面倒を見るのは専門教育を受けたスタッフです。子どもたちは工作をしたり一緒に遊んだりします。シュピールグループは任意です。

皆さんの子どもは家でドイツ語を話しませんか？それなら、シュピールグループでドイツ語を学び始められます。そうすれば、小学校入学時に少し楽になるはずですよ。

### 学童保育 ・ ランチテーブル

小中学校はどこも、校内や近所に学童保育[Tagesstruktur] (Tagesstruktur)を併設しています。学童保育では、子どもは昼休みも学校に残って給食を食べ、放課後には子どもの世話をしてくれる人がいて、宿題をそこで済ませたりできます。

自分の子どもも学童保育へ行かせたいですか？その場合は、費用を支払わなければなりません。料金は親の収入によって変わります。1週間のうち1日だけ、あるいは数日行くこともできます。

### デイケアファミリー

子どもをデイケアファミリー[Tagesfamilien] (Tagesfamilien)に預けることもできます。デイケアファミリーとは子どもを終日、あるいは学校の前後に預かる家庭のことです。紹介所が適したデイケアファミリーを探すお手伝いをしてくれ、だいたい費用についても説明してくれます。

## ベビーシッター ・ 緊急時

スイスでは青少年も夜や週末にベビーシッターとして働け、アルバイトとしてお金を受け取ります。スイス赤十字[SRK]Basel-Stadt (SRK[Basel-Stadt]) Basel-Stadt支部では、講習を受けたベビーシッターを斡旋する窓口のリストを作成しています。

### 緊急時の育児サービス

自分やパートナーが病院へ行かなくてはならず、誰も子どもを見てくれる人がいないなど、緊急事態が発生して、すぐに子どもを見てくれる人が必要になることがあるかもしれません。スイス赤十字[SRK]Basel-Stadt (SRK[Basel-Stadt]) Basel-Stadt支部では緊急時の育児サービスを行っています。有料ですが、健康保険で費用がカバーされる場合もあります。

## 詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

[www.hallo-baselstadt.ch/ja/partnership-and-children/childcare](http://www.hallo-baselstadt.ch/ja/partnership-and-children/childcare)



## 家族の呼び寄せ

スイスに住んでいる場合、家族をスイスに呼び寄せることができます。それには特定の条件を満たさなければなりません。スイスにいる皆さんのもとを訪れたいという家族や知人がいますか？ その場合、入国ビザの申請が必要になることがあります。これは訪問者の出身国によって異なります。

### 家族の呼び寄せ

スイスに住んでいる場合、直系の血縁者や配偶者を呼び寄せられることがあります（家族の呼び寄せ＝**Familiennachzug**）。どの家族が申請の対象になるのでしょうか？ これは皆さんの国籍と滞在許可の種類によって変わります。暫定滞在許可や滞在許可Fしなくても、呼び寄せが可能になることもあります。

家族を呼び寄せられるかどうかを決めるのは移民局**Migrationsamt**（**Migrationsamt**）です。やるべきことや必要な書類については移民局にお問い合わせください。

家族の呼び寄せの申請期間は限定されていますのでご注意ください。子どもを呼び寄せる場合は、配偶者などの大人を呼び寄せる場合より手続き期間が短くなっています。

### 結婚の準備

スイスに住んでいて、外国に住む人との結婚を考えていますか？ その場合は、結婚準備**Vorbereitung der Heirat**（**Vorbereitung der Heirat**）ができるように入国許可を申請することができます。これにより、パートナーは結婚前にスイスに入国でき、ここで結婚できます。

パートナーが入国できるかどうかを決めるのは移民局**Migrationsamt**（**Migrationsamt**）です。やるべきことや必要な書類については同局にお問い合わせください。

### 入国ビザ

スイスにいる皆さんを訪ねたいという親戚や知人が母国にいますか？ そんなときはスイスへの入国ビザが必要です。ビザが簡単に取得できないことも多々あります。皆さんが書いた招待状を見せなければならなかったり、自分で訪問費用を負担できることを保証しなければならない**Verpflichtungserklärung**（**Verpflichtungserklärung**）場合もあります。

ビザを取得できるかどうかは外国のスイス大使館が決めます。訪問者がやるべきことや必要な書類については大使館にお問い合わせください。そのほか移民局**Migrationsamt**

（**Migrationsamt**）にも問い合わせられます。

### 詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

[www.hallo-baselstadt.ch/ja/partnership-and-children/family-reunification](http://www.hallo-baselstadt.ch/ja/partnership-and-children/family-reunification)

## 家庭の問題

家庭内やパートナーとの間で争いがありますか？ そんなときはさまざまな相談窓口でサポートを受けられます。家庭内や配偶者に対する暴力は禁止されています。Hallo Basel-Stadt。 「Hallo Basel-Stadt」ではドメスティック・バイオレンスの項目も設けており、このテーマに関する詳細をご覧ください。

### パートナーとの問題

パートナー間で問題が生じた場合、専門家のサポートを得ることができます（夫婦カウンセリング Eheberatung = Eheberatung）。一緒に問題の解決策をさぐってくれる特別相談窓口もあります。初回のカウンセリング料はほとんどが無料か低価格に設定されています。

### 家庭の問題

子どもがいる場合、難しい状況に直面することがあります。これは親にも子どもにも負担になります。行き詰ってしまったときは、援助を求めることが最善策です。

親向けの援助：

- 家庭相談窓口 Familienberatungsstelle（Familienberatungsstelle）では個人的な相談に応じています。
- 育児に関する質問や子どもに関する心配事などは、子育て緊急ダイヤル Elternnotruf（Elternnotruf）に連絡してください。専門家が電話0848 35 45 55（固定電話料金）、もしくはメールで対応します。

児童・青少年向け：

- 児童や青少年は子ども緊急ダイヤル Kindernotruf（Kindernotruf）に電話、メール SMS、SMS、またはチャットで相談できます。電話147（無料）。

## 家庭内暴力

家庭内の暴力は公犯罪であり、禁止されています。暴力をふるうと処罰されます。どんな暴力も禁止されています。配偶者にも子どもにも、家族の誰にも暴力をふるってはなりません。ドメスティック・バイオレンスの情報を得た当局はなんらかの対処をしなくてはなりません。家庭内で暴力を受けていますか？ そんなときサポートを受けられる場所が複数あります。サポートは無料で秘密厳守です。

- **Frauenhaus / Väterhaus:** 暴力を受けた女性や男性は一時的に女性の家（Frauenhaus□）や父親の家（Väterhaus□）に避難できます。子どもと一緒に避難することもできます。女性の家では24時間電話相談を受け付けています。電話番号：061 681 66 33。
- **子ども緊急ダイヤル:** 児童や青少年は子ども緊急ダイヤル□Kindernotruf□（Kindernotruf□）に電話できます。通話は無料です。電話番号：147
- **家族の誰かに脅されていると感じていますか？** そんな場合は警察に通報してください。電話番号：117。警察は加害者を長期間にわたり自宅から退去させることができ、加害者は自宅に入れなくなります。

□Hallo Basel-Stadt□「Hallo Basel-Stadt□」にはドメスティック・バイオレンスの項目があります。そこでこのテーマに関する詳細をご覧ください。

## 詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

[www.hallo-baselstadt.ch/ja/partnership-and-children/conflicts](http://www.hallo-baselstadt.ch/ja/partnership-and-children/conflicts)